

# 京都府環境影響評価専門委員会次第

令和2年3月12日（木）午前10時30分～  
ホテルルビノ京都堀川 加茂の間

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 題  
北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る環境影響評価方法書について
- 4 閉 会

## 配付資料

資料1-1	京都府環境影響評価専門委員会委員名簿、規則
資料1-2	京都府環境影響評価専門委員会の公開の取扱いについて、傍聴要領
資料1-3	諮問文
資料1-4	環境影響評価法手続の流れ、方法書手続の経過・予定
資料2	環境影響評価方法書の概要
資料3	前回専門委員会議事要旨、追加意見、意見一覧（項目別）
資料4	関係市町意見（写）
資料5-1	一般意見の概要まとめ
資料5-2	一般意見の概要一覧
資料5-3	一般意見の概要の送付（写）
資料6	委員意見、関係市町意見、関係課意見、配慮書知事意見まとめ（項目別）
資料7	意見の整理結果（案）

## 机上資料

- ・北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る環境影響評価方法書 あらまし
- ・北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る環境影響評価方法書 要約書
- ・北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る環境影響評価方法書 本編
- ・北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る環境影響評価方法書 図面集
- ・環境影響評価法パンフレット
- ・環境影響評価法例規集
- ・京都府環境影響評価条例例規集



## 京都府環境影響評価専門委員会委員名簿

(任期：平成31年2月26日～令和3年2月25日)

氏名	職名	分野	
上田 佳代	京都大学大学院地球環境学堂准教授	大気環境 水環境 地質・土壌環境 その他の環境要素	大気質
高野 靖	京都大学大学院工学研究科教授		騒音・振動
大下 和徹	京都大学大学院工学研究科准教授		悪臭、廃棄物
清水 芳久	京都大学大学院工学研究科教授		水質、地盤沈下、土壌汚染
成瀬 元	京都大学大学院理学研究科准教授		地形・地質
勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂教授		環境地盤工学
渡邊 紹裕	熊本大学特任教授		水循環、地球環境
中尾 史郎	京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授	動物	昆虫
布野 隆之	兵庫県立人と自然の博物館研究員		鳥類
吉村 真由美	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所関西支所チーム長		水生生物
田中 和博	京都先端科学大学バイオ環境学部長	植物	
徳地 直子	京都大学フィールド科学教育研究センター長	生態系	
荒川 朱美	京都造形芸術大学芸術学部教授	景観	
佐古 和枝	関西外国語大学英語国際学部教授	歴史的・文化的景観、文化財	
黒坂 則子	同志社大学法学部教授	制度・手続	

# 京都府環境影響評価専門委員会規則

公布 平成10年12月25日規則第40号  
改正 平成17年4月1日規則第25号  
改正 平成20年4月1日規則第21号  
改正 平成27年4月1日規則第41号  
改正 平成31年4月1日規則第23号

## (趣旨)

第1条 この規則は、京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）第40条第9項の規定により、京都府環境影響評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (委員長)

第2条 専門委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第3条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員及び臨時委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席の委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (部会)

第4条 専門委員会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

## (庶務)

第5条 専門委員会の庶務は、府民環境部において処理する。

## (委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

## 附 則 (抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則 (平成17年規則第25号) (抄)

#### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則 (平成20年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則 (平成27年規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則 (平成31年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 京都府環境影響評価専門委員会の公開の取扱いについて

- 1 京都府環境影響評価専門委員会（部会を含む。以下「専門委員会」という。）の会議は原則として公開とする。  
ただし、京都府情報公開条例第6条各号のいずれかに該当する情報について審議等を行う場合には、予め専門委員会の委員長（部会にあっては部会長。以下同じ。）が専門委員会に諮って非公開とすることができる。
- 2 会議の傍聴を認める者の定員は、原則10名以上とし、あらかじめ会議ごとに委員長が定めるものとする。  
また、記者席の設置に努めるものとする。
- 3 京都府が別に定める「審議会等の会議の公開に関する指針」（平成14年9月17日。以下「指針」という。）の「6 公開の方法」に定める傍聴に係る手続等は、別添「傍聴要領」のとおりとする。
- 4 その他委員会の会議の公開に関し必要な事項は、指針によるものとする。

### 附 則

この要領は、平成14年10月16日から施行する。

# 附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する指針

## 1 目的

この指針は、附属機関及び懇談会等の会議の公開に関し必要な事項を定めることにより、府政の透明性の一層の向上を図り、もって開かれた府政を推進することを目的とする。

## 2 対象とする会議

この指針の対象とする会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関（以下「附属機関」という。）及び有識者の意見を聴く懇談会等（以下「懇談会等」という。）の会議とする。

## 3 会議の公開の基準

会議は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第6条各号のいずれかに該当する情報について審議、意見聴取等を行う場合を除き、原則、公開するものとする。

## 4 公開又は非公開の決定等

- (1) 会議の公開又は非公開は、3の会議の公開の基準に基づき、附属機関にあっては当該附属機関が、懇談会等にあっては知事が決定するものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合には、その理由を京都府のホームページへの掲載や府民総合案内・相談センター及び府政情報コーナー（以下「センター等」という。）における閲覧などにより、明らかにするものとする。

## 5 会議開催の周知

附属機関又は知事は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面をセンター等において閲覧に供すること等により、府民に周知するよう努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

## 6 公開の方法

- (1) 附属機関又は知事は、会議を公開するときは、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続等を定めるものとする。

## 7 審議、意見聴取等の要旨の公開

- (1) 附属機関又は知事は、公開した会議の審議、意見聴取等の要旨を閲覧に供するよう努めるものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合であっても、京都府情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議の審議、意見聴取等の要旨を(1)に準じて閲覧に供するよう努めるものとする。

## 8 施行期日

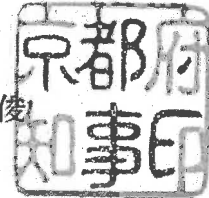
この指針は、平成24年12月5日から施行する。



元環管第 386 号  
令和元年 12 月 25 日

京都府環境影響評価専門委員会  
委員長 渡邊 紹裕 様

京都府知事 西脇 隆俊



北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る環境影響評価方法書に  
ついて（諮問）

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、下記の者から北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る環境影響評価方法書の送付がありました。

つきましては、当該方法書の内容について、京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号。以下「条例」という。）第35条第5項の規定により、貴専門委員会の意見を求めます。

記

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
理事長 北村 隆志

（諮問理由）

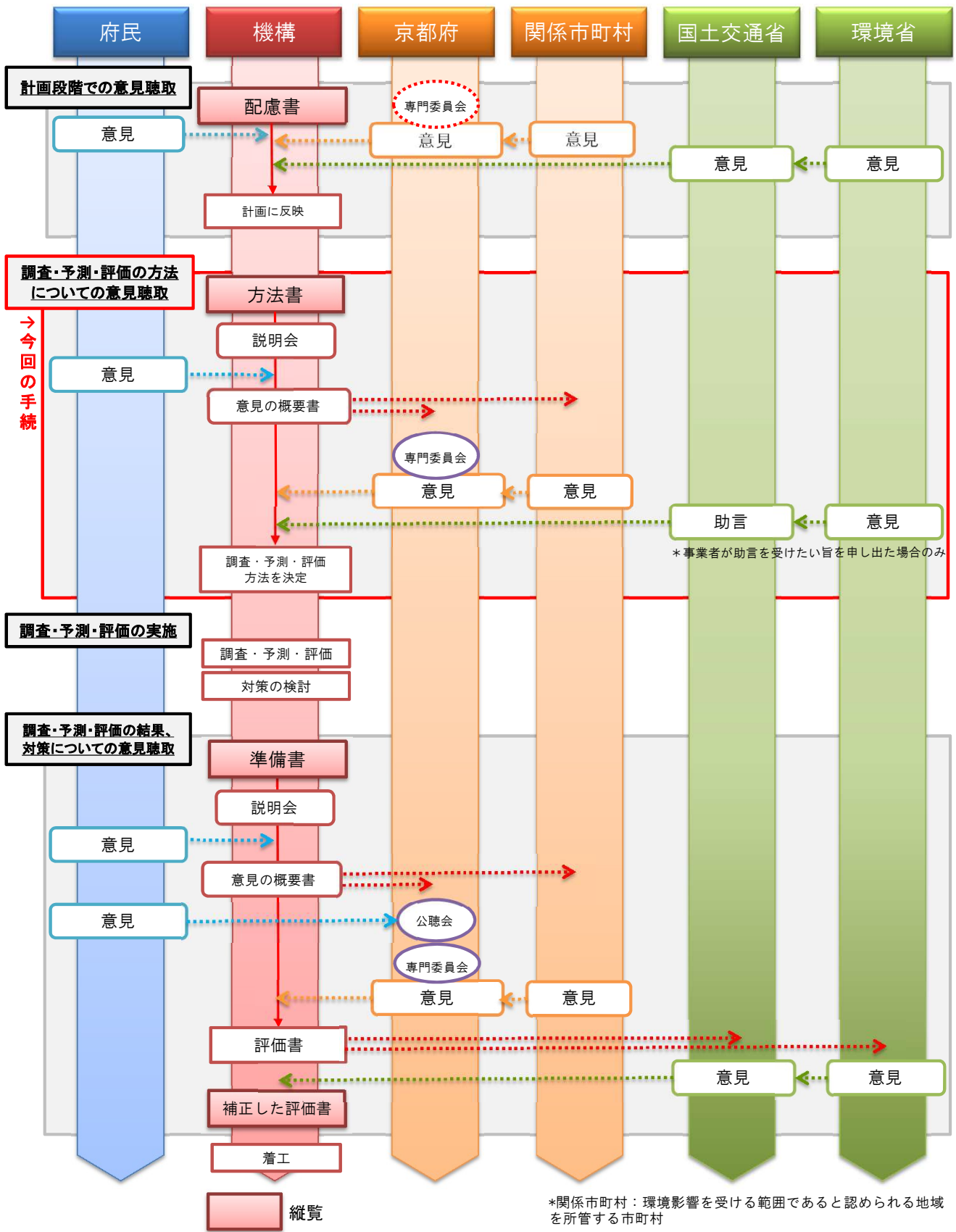
条例第35条第5項において、「知事は、法第10条第1項若しくは第5項又は法第20条第1項若しくは第5項の規定により意見を述べようとするときは、専門委員会の意見を聴かなければならない。」とされており、法第6条第1項の規定により上記の者から送付のあった法環境影響評価方法書の内容について、法第10条第1項の規定により意見を述べるに当たり、京都府環境影響評価専門委員会の意見を求めるものです。





環境影響評価法に基づく環境アセスメント手続の流れ

「環境アセスメント」とは、  
 ・事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ事業者自ら調査・予測・評価を行い、  
 ・その結果を公表して住民・地方公共団体・国から意見を聴き、  
 ・それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業を目指す制度。



## 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）環境影響評価方法書手続の経過・予定

令和元年 11 月	11/26	方法書の公表、公告、縦覧、一般意見募集
12 月	12/3～	住民説明会（全 33 回）
	12/25	諮問、第 1 回専門委員会、縦覧終了
令和 2 年 1 月	1/8	一般意見募集終了
	1/21	一般意見概要書の送付（機構→京都府）
	1/22	一般意見概要に対する見解の提出依頼（京都府→機構）
	1/27	関係市町意見照会（京都府→市町）
2 月		
3 月	3/6	関係市町意見回答期限（市町→京都府）
	3/12	第 2 回専門委員会
	下旬	第 3 回専門委員会、答申
4 月	4/20	知事意見作成期限（京都府→機構） 市町意見を勘案するとともに、一般意見・事業者見解に配慮し、専門委員会の意見を聴いた上で意見を述べる。

## 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）環境影響評価方法書 概要

## 1 事業計画

○対象事業実施区域：敦賀駅～新大阪駅間（幅 4～12km の帯及び直径 12km の円）

○区間ごとの主な構造物（設置の可能性のある施設）

トンネル区間（山岳部）	嵩上式（高架橋・橋梁）、山岳トンネル、斜坑、車両基地
トンネル区間（都市部）	地下駅、都市トンネル、立坑、換気施設、車両基地
明り区間又は トンネル区間（都市部）	嵩上式（高架橋、橋梁）、地上駅、地下駅、都市トンネル、 立坑、換気施設、車両基地
全区間：工事中	工事施工ヤード、工事用道路 (発進立坑の地上部：セグメント置き場、掘削土砂の処理施設)

## 2 地域特性

○裏面のとおり

## 3 環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法

○環境影響評価項目（環境要素）

大気環境	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等、騒音、振動、 微気圧波、低周波音
水環境	水の濁り、水の汚れ、水底の底質、地下水の水質及び水位、 水資源
土壌その他環境	重要な地形及び地質、地盤沈下、土壌汚染、日照障害、 電波障害、文化財
動物、植物、生態系	重要な種及び注目すべき生息地、重要な種及び群落、 地域を特徴づける生態系
景観、人と自然との 触れ合いの活動の場	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観、 主要な人と自然との触れ合いの活動の場
廃棄物等	建設工事に伴う副産物、廃棄物
温室効果ガス	温室効果ガス

○調査・予測・評価の手法（環境影響評価項目ごとに以下の内容が記載）

調査の基本的な手法	調査すべき項目、調査の基本的な手法、調査地域、調査地点、 調査期間等 (施設ごとの現地調査の標準的な考え方の記載あり)
予測の基本的な手法	予測項目、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、 予測対象時期
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 (事業者の実行可能な範囲で回避又は低減がなされているか、見解を明らかに することにより行う) ②基準又は目標との整合性の検討

※調査の基本的な手法、調査地点、調査期間等、予測地点、評価の手法②は、一部項目で設定なし。

## 対象事業実施区域及びその周囲の地域特性 概要

項目	概要	
自然的 状況	大気質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SO<sub>2</sub>、NO<sub>2</sub>、CO、SPM：全測定局で環境基準の長期的評価を達成</li> <li>・ 光化学オキシダント：全測定局で環境基準の短期的評価を不達成</li> <li>・ PM<sub>2.5</sub>：環境基準の長期的評価を不達成の測定局・年あり</li> </ul>
	騒音	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境基準（自動車騒音、新幹線鉄道騒音） 一部地点で不達成（平成 29 年度）</li> </ul>
	振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要請限度（道路交通振動）、指針値（新幹線鉄道振動） 全て達成</li> </ul>
	水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共用水域 BOD、健康項目 全て環境基準達成</li> <li style="padding-left: 20px;">pH、DO、SS、大腸菌群数 一部地点で環境基準不達成</li> <li>・ 地下水 一部地点で環境基準不達成</li> </ul>
	水資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上水道水源 南丹市及び京都市は主に表流水、その他市町は主に地下水</li> <li>・ 内水面漁業権 10 件</li> </ul>
	地形及び地質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要な地形及び地質 93 件</li> <li>・ 主要な活断層 花折起震断層、京都西山起震断層等</li> <li>・ 鉱山 稼行鉱山 1 箇所、休廃止鉱山 16 箇所</li> </ul>
	動物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 片波川源流域自然環境保全地域内に野生動植物保地区、鳥獣保護区 27 箇所</li> <li>・ 重要な種 ほ乳類 21 種、鳥類 92 種、両生類 19 種、爬虫類 11 種、昆虫類 483 種、魚類 32 種、陸生貝類 30 種、淡水産貝類 26 種</li> </ul>
	植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 片波川源流域自然環境保全地域内、男山京都府歴史的な自然環境保全地域内及び常照皇寺京都府歴史的な自然環境保全地域内に野生生物保護地区指定</li> <li>・ 自然度 10 の自然草原、自然度 9 の自然林、自然度 8 の人工林</li> <li>・ 重要な種・群落等 天然記念物 55 件、巨樹・巨木林 286 件、特定植物群落 21 箇所、「環境省レッドリスト」146 件、「京都府レッドデータブック」704 件、重要な植物群落 71 箇所</li> </ul>
	生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 湿地 13 箇所、生物多様性保全上重要な里地里山 3 箇所</li> <li>・ 「京都府レッドデータブック 2015」地域生態系レッドリストの群落 58 箇所</li> </ul>
	景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然景観資源 28 箇所、主要な眺望点 25 箇所</li> </ul>
社会的 状況	人と自然との触れ 合いの活動の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場 54 箇所</li> <li>・ 温泉地 5 箇所</li> </ul>
	土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域の指定</li> </ul>
	地下水の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酒蔵 28 件、災害時協力井戸 713 件、代表的な湧水 3 件</li> </ul>
	要配慮施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校等 978 施設、医療・福祉施設等 238 施設</li> </ul>
指定地域等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 琵琶湖国定公園、京都丹波高原国定公園、京都府立るり溪自然公園、京都府立保津峡自然公園、雲ヶ畑ベニバナヤマシャクヤク生育保全地区</li> <li>・ 特別緑地保全地区 2 箇所、近郊緑地保全区域 1 箇所</li> <li>・ 保安林の指定（水源涵養保安林の割合が比較的高い）</li> <li>・ 指定文化財（建造物、史跡、名勝、天然記念物）540 件、伝統的建造物群保存地区 4 箇所、埋蔵文化財 2,586 箇所、世界遺産 16 件</li> <li>・ 風致地区の指定、景観計画の策定、景観地区の指定</li> <li>・ 歴史的風土保存地区 14 件、歴史的風土特別保存地区 24 件</li> </ul>	

※対象事業実施区域及びその周囲：南丹市、京都市、向日市、長岡京市、宇治市、久御山町、八幡市、城陽市、京田辺市  
 （対象事業実施区域を含む市町）